

上場会社が発行する未上場有価証券の投資勧誘の解禁について

平成 18 年 2 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

現在、本協会の規則において、店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていない株券等（以下、「上場会社の発行する店頭有価証券」という。）である場合は、未公開会社が発行する有価証券（いわゆる青空銘柄）と同様に原則として協会員による投資勧誘を禁止しているところである。（注）

しかし、近年、過去において上場会社より発行された未上場の優先株等の割当てを受けた投資家サイドから売却ニーズが生じてきており、また、このような未上場優先株等を取引するには、当事者間における相対取引よりも、証券会社において適切な投資勧誘が行われた方が、より健全な取引が行われるのではないかといった意見も寄せられているところである。こうした状況を踏まえ、協会員における上場会社の発行する店頭有価証券の投資勧誘のあり方についての検討を行うため、「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」の下部組織として分科会を設置し、検討してきたところである。

今般、分科会での検討結果を踏まえ、上場会社の発行する店頭有価証券については、当該発行会社における企業内容の開示は行われていることから、当該発行会社の発行する当該店頭有価証券についての特徴を顧客に十分説明すること等を条件に協会員に対し投資勧誘を認めることについて「店頭有価証券に関する規則（公正慣習規則第1号）」の一部について、以下のとおり所要の改正を行うこととしたい。

（注）公正慣習規則第1号第4条及び第6条に規定する場合を除く。

項 目	内 容	備 考
1. 見直しの概要	・ 現状、上場会社の発行する店頭有価証券については、公正慣習規則第1号第4条（適格機関投資家に対する投資勧誘）及び第6条（店頭取扱有価証券の投資勧誘）の規定による場合を除き、協会員による投資勧誘を禁止しているが、これら上場会社の発行する店頭有価証券については、一定の条件の下で、協会員における流通場面での投資勧誘を認めることとする。	・ 現行規則においては、上場会社の発行する店頭有価証券についても店頭取扱有価証券又はグリーンシート銘柄とし、一定の投資勧誘をすることができることとしているが、当該規定はそのまま存続させることとする。
2. 投資勧誘を認める場合の条件		
（1）対象有価証券	・ 上場会社の発行する店頭有価証券（株券、新株引受権証書、新株予約	・ 店頭有価証券の範囲は、従来

項 目	内 容	備 考
(2) 投資勧誘	権証券、新株予約権付社債券)とする。 ・ 協会員による流通場面における売り又は買いの勧誘とする。	どおりとする。 ・ 現行規則第6条において既に募集等の取扱い等に際しての投資勧誘は認めている。
(3) 投資勧誘の対象となる投資家の範囲	・ 一般投資家を含む全ての投資家を対象とする。	
(4) 証券情報等説明書(仮称)の交付及び説明	・ 投資勧誘を行おうとする協会員は、当該店頭有価証券についての特徴(当該店頭有価証券の特徴が有価証券報告書等に記載されている場合は、当該箇所の写しを添付することでも代替可能とする。)について記載した書面(「証券情報等説明書」という。)を作成し、顧客(適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。)に対し、交付するとともに、その内容について十分説明するものとする。	・ 発行会社における企業内容についての情報開示は、証券取引法及び当該発行会社の発行する有価証券が上場する証券取引所の規則に基づき適切に行われている。 ・ 具体的な記載内容については、モデルを作成。 ・ 証券情報等説明書は、投資勧誘を行おうとする協会員において作成する。
(5) 買付け有価証券の保管の委託	・ 会員は、投資勧誘を行った結果、顧客(適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。)が買付けた店頭有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭有価証券について開示が行われている場合は、この限りではない。	・ 「開示が行われている場合」と

項 目	内 容	備 考
(6) 確認書の徴求 (7) 売買報告 (8) 公表 (9) その他 3. 施行日	・ 協会員は、顧客の判断と責任において、上場会社の発行する店頭有価証券の取引を行う旨の確認を得るため、上記(4)の証券情報等説明書を交付した顧客から確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付するものとする。 ・ 会員は、上場会社の発行する店頭有価証券の取引を行ったときは、その旨を所定の様式により本協会に報告するものとする。 ・ 本協会は、上記(7)の報告について、取りまとめの上、公表するものとする。 ・ その他所要の整備を図る。 ・ 平成18年4月1日より施行する。	は、当該店頭有価証券について届出が行われている(有価証券届出書が提出されている)ものをいう。 ・ 確認書は、本協会においてモデルを作成。

内容に関する問い合わせ先: 日本証券業協会 エクイティ市場部 (03-3667-8480)

パブリック・コメントスケジュール

募集期間: 平成 18 年 2 月 17 日から平成 18 年 3 月 2 日午後 5 時 00 分まで (必着)

パブリック・コメントの募集方法: 郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合: public@wan.jsda.or.jp

(注) 住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。